

障 発 〇 八 三 一 第 一 号
こ 支 障 二 四 〇 号
令 和 八 年 八 月 三 一 日

各 都道府県 障害保健福祉・児童福祉主管部（局）長 殿
市区町村

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
（ 公 印 省 略 ）
こ ども 家 庭 庁 支 援 局 長
（ 公 印 省 略 ）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づ
く「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」
の一部改正について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第25項及び第76条第2項の規定に基づく「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第528号）の一部が、「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準の一部を改正する件」（令和8年こども家庭庁・厚生労働省告示第9号）により別添のとおり改正され、令和8年8月31日から適用されることとなった。

ついては、下記の点を御了知の上、貴管内身体障害者更生相談所、関係機関等に対し、周知願いたい。

記

電動車椅子に係る購入基準のうち、本体価格の上限価格について、以下のとおり改定を行う。

（標準形）

- ・ 低速用 486,300 円 → 534,900 円
- ・ 中速用 502,300 円 → 552,500 円

（簡易形）

- ・ 切替式 393,900 円 → 433,200 円
- ・ アシスト式 412,600 円 → 453,800 円